

独立行政法人家畜改良センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成19年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長	基準の改定は行わなかった。
理事	基準の改定は行わなかった。
理事(非常勤)	基準の改定は行わなかった。
監事	基準の改定は行わなかった。
監事(非常勤)	基準の改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 16,149	千円 11,460	千円 4,638	千円 51 (寒冷地手当)			※
理事A	千円 13,182	千円 9,348	千円 3,783	千円 51 (寒冷地手当)			◇
理事B	千円 11,396	千円 8,076	千円 3,269	千円 51 (寒冷地手当)	4月1日		◇
理事C (非常勤)	千円 819	千円 819	千円 0	千円 0		3月31日	
理事D (非常勤)	千円 819	千円 819	千円 0	千円 0			※
監事A (非常勤)	千円 819	千円 819	千円 0	千円 0			

注1:「寒冷地手当」とは、冬期間における寒冷積雪による暖房用燃料費等、生計費の増嵩する寒冷地に在勤する常勤の役員に支給されるものである。
注2:本表の「前職」欄の「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、

「※※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を示す。該当が無い場合は空欄である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
理事長	2,968	2		19.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会において決定された業績勘案率1.0に基づき支給した。	※

注1:当法人では非常勤理事、非常勤監事に係る退職手当支給規程が無いため表を省略した。

理事についても支給実績が無いため表を省略した。

注2:本表の「前職」欄の「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「※※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を示す。該当が無い場合は空欄である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積り範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給号俸数や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、6月期・12月期150/100(特定幹部職員にあっては、6月期・12月期190/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸 給	勤務成績等に応じて5段階(0～8号俸)の昇給を行うこととしている(標準号俸数は4号俸(特定幹部職員にあっては3号俸))。 また、職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、職務に関連して見られた職員の性格、能力および適性が優秀である場合等には、年度計画人員の20%を超えない範囲内で、8号俸又は6号俸の昇給をさせることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- (1) 20年度の地域手当支給割合の改定(筑西市2%→3%)
 (2) 広域異動手当支給割合の引き上げ(60km以上300km未満3%、300km以上6%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 767	歳 44.6	千円 5,779	千円 4,215	千円 40	千円 1,564
事務・技術	人 277	歳 41.3	千円 6,250	千円 4,552	千円 21	千円 1,698
技術専門職員	人 488	歳 46.5	千円 5,511	千円 4,024	千円 51	千円 1,487
その他医療職種 (診療所看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

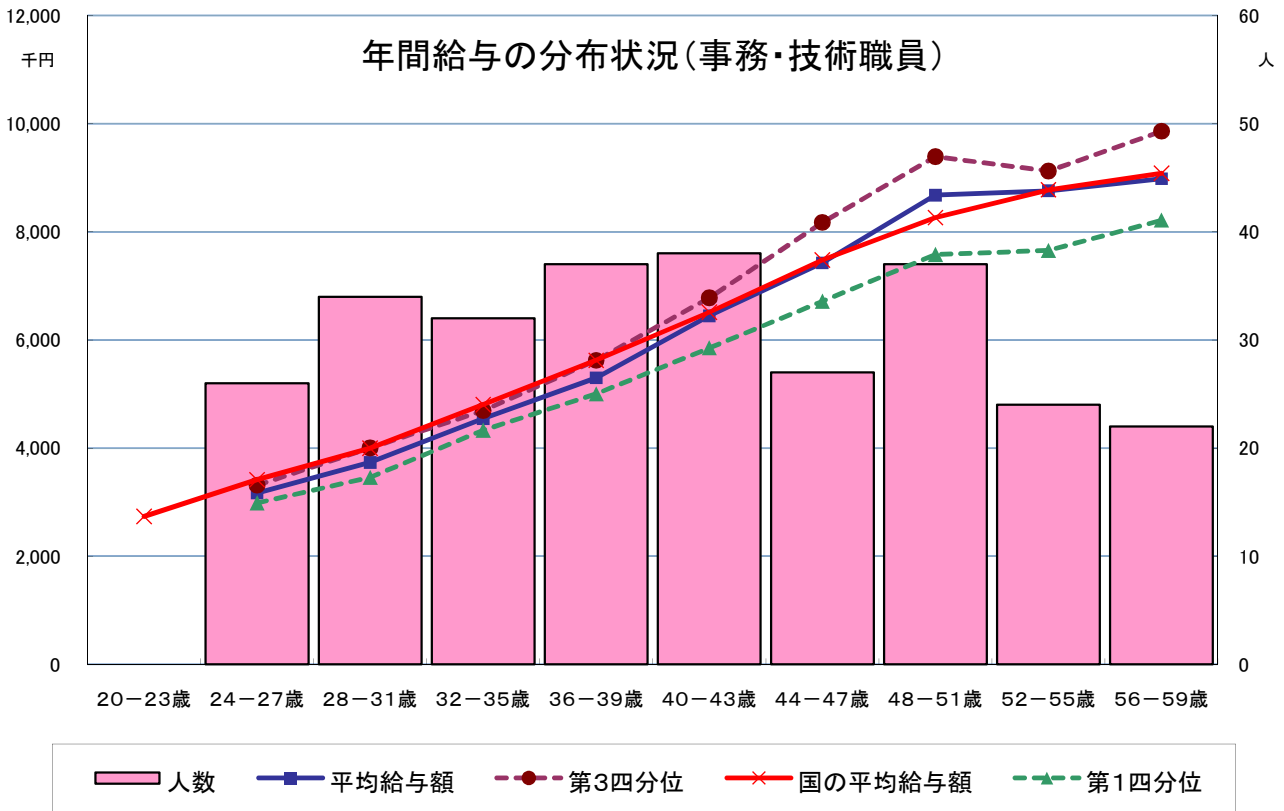
注1:「技術専門職員」とは、動物飼養管理、飼料生産管理等の専門的業務に従事する職種を示す。

注2:その他医療職種(診療所看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については対象者がいないため表を省略した。

注4:医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)の各職種については、対象者がいないため表を省略した。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年齢20～23歳の該当者がいないためグラフの作成を行っていない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	2	49.5	—	—	—
牧場長	7	52.2	10,516	11,406	12,322
次長	5	56.3	9,660	9,823	10,007
課長	51	52.0	8,277	8,817	9,192
専門役	34	47.3	6,487	7,126	7,903
課長補佐	18	47.3	7,021	7,322	7,619
係長	111	37.9	4,592	5,302	5,988
係員	49	28.1	3,133	3,355	3,495

注:部長の該当者は2名以下のため、第1・第3四分位及び平均については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係 員	係 員	係 長	課長補佐 係 長	課 長 同相当職
人員 (割合)	277 人	23 (8.3%) 人	26 (9.4%) 人	95 (34.3) 人	47 (17.0%) 人	23 (8.3%) 人
年齢(最高 ～最低)		29 ～ 24 歳	34 ～ 27 歳	54 ～ 27 歳	58 ～ 41 歳	59 ～ 46 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		2,662 ～ 2,122 千円	3,186 ～ 2,295 千円	5,537 ～ 2,688 千円	6,034 ～ 4,140 千円	6,867 ～ 4,671 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,580 ～ 2,897 千円	4,257 ～ 3,140 千円	7,276 ～ 3,662 千円	8,181 ～ 5,715 千円	8,994 ～ 6,631 千円
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課 長 同相当職	部 長 牧場長	部 長 牧場長	牧場長	
人員 (割合)		54 (19.5%) 人	5 (1.8%) 人	3 (1.1%) 人	1 (0.4%) 人	
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 39 歳	52 ～ 48 歳	56 ～ 49 歳		
所定内給 与年額(最 高～最低)		7,943 ～ 4,767 千円	7,798 ～ 6,342 千円	8,720 ～ 8,475 千円		
年間給与 額(最高～ 最低)		10,532 ～ 6,696 千円	10,764 ～ 8,938 千円	12,366 ～ 11,628 千円		

注:9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載しない。

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 66.3	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 33.7	% 35.2
		%	%	%
	最高～最低	46.6～31.9	45.9～29.3	44.4～30.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 68.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 31.6	% 33.3
		%	%	%
	最高～最低	45.7～31.4	38.9～25.9	38.1～29.9

: : :

⑤職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.5

対他法人(事務・技術職員)

92.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 98.5
	参考
	地域勘案 105.7
	学歴勘案 97.3
給与水準の適切性の 検証	地域・学歴勘案 105.5
	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 92.4% (国からの財政支出額 8,754百万円、支出予算の総額 9,478百万円：平成20年度予算)
	【検証結果】 当法人の給与は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して策定した職員給与規程に基づき支給しているため、国家公務員とほぼ同水準である。
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額：なし(平成19年度決算)
	中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,184,752	5,231,079	△ 46,327 (△0.9)	△56,979 (△1.1)
退職手当支給額 (B)	472,632	484,959	△ 12,327 (△2.5)	190,834 (67.7)
非常勤役職員等給与 (C)	159,187	155,251	3,936 (2.5)	△35 0
福利厚生費 (D)	729,167	729,430	△ 263 0	△11,742 (△1.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,545,739	6,600,718	△ 54,979 (△0.8)	122,078 (1.9)

注1: 千円未満の端数処理の関係で各内訳の合計額と最広義人件費は一致しない。

注2: 本表の「非常勤役職員等給与」と財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与明細」については、本表において、人材派遣費用が含まれているため一致しない。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支出総額」は、人員削減等により対前年度△0. 9%で、「最広義人件費」は「退職手当支給額」の減により対前年度△0. 8%であった。

・「行革推進法」(平成18年法律第47号)、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

①中期目標に示された人件費削減に関する事項

人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)については、平成18年度からの5年間に於いて、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)については、平成18年度からの5年間に於いて、国家公務員に準じた5%以上の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

③人件費削減の取り組みの進捗状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,317,225	5,241,731	5,231,079	5,175,145
人件費削減率 (%)		△1.4	△1.6	△2.7
人件費削減率(補正值) (%)		△1.4	△2.3	△3.4

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当者あて通知文書)に基づき、人件費5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員を、平成20年度から当法人が採用したことにより、当該採用職員に係る人件費は当法人の人件費削減措置の対象外となるため、Ⅲ表の当年度(平成20年度)の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額が異なっている。

IV 法人が必要と認める事項
特になし